

## 令和8年度岩手県ニホンザル生息状況調査業務委託仕様書

この仕様書は、岩手県が発注する「令和8年度岩手県ニホンザル生息状況調査業務」に関し、必要な事項を定めるものである。

### 1 委託業務名

令和8年度岩手県ニホンザル生息状況調査業務

### 2 業務の目的

本県に生息するニホンザルについて個体数及び加害レベルその他ニホンザル管理計画の策定に資する情報を把握することを目的とする。

### 3 業務の場所

五葉山周辺2市1町（大船渡市、釜石市及び住田町）及び当該市町に存在する群れの遊動域となっている可能性のある市町村

### 4 委託期間

契約締結日から令和9年3月1日（月）まで

### 5 委託業務内容

#### （1）GPS首輪を用いた行動追跡調査

ア 令和7年度に実施された「令和7年度岩手県ニホンザル生息状況調査」（以下「前回調査」という。）における未標識の4群（桧山群、大住群、赤坂峠の群れ又は鳩ノ峰群、大沢群）のうち、いずれか2群を対象として、それぞれ1頭に麻酔措置を施し、捕獲個体の状況について記録、GPS首輪を装着した上で放獣すること。

イ 放獣後は、GPS首輪を装着した個体の位置情報を取得し、土地利用図等に位置情報を表示させ、行動パターンについて検証すること。なお、捕獲と測位のスケジュール等は、期間および目的等を勘案し設定することとし、詳細は岩手県と協議して決定すること。

#### （2）群れの個体数調査

上記（1）で把握した群れに対して、加害レベルの評価及び個体数調査を実施すること。評価に当たっては、市町、地域住民、農業関係団体及び猟友会からの情報収集に努めること。

#### （3）モニタリング調査

上記（1）及び（2）を補完する目的とし、必要なモニタリング調査を実施すること。

#### （4）調査分析

上記（1）から（3）の調査結果について、現状と課題を検証し、群れごとの対応方針について提案すること。

#### （5）業務計画の作成

受注者は、契約締結後速やかに、委託業務を効率的に進めるため業務計画を立て、業務を遂行すること。

#### （6）協議・打合せ

業務実施にあたり、協議・打合せを行うこととする。

打合せは原則3回以上を想定するが、必要に応じて適宜実施するものとする。

なお、打合せ実施に当たっては、Web会議システムを活用するなど、効率的な実施に努めるものとする。

また、協議・打合せに関する議事録を作成し、発注者に提出すること。

## 6 委託業務結果報告書の作成

### (1) 委託業務概要

委託業務の概要を簡潔に記すこと。

### (2) 委託業務実施箇所図

業務実施区域を地形図に表すこと。

### (3) 各種委託業務

委託業務結果を簡潔にまとめること。なお、必要に応じて図表を用いるなど、分析結果が容易に理解できるよう工夫すること。

### (4) 引用文献の記載

文章中に引用した文献等については、一覧表にまとめておくこと。

### (5) その他

委託業務内容は、野帳及び適当と思われる縮尺の地形図を適宜使用し、実施した月日、調査内容その他必要な事項を記録すること。

## 7 成果品の提出

(1) 委託業務内容について、業務完了報告書及び概要版を作成し紙媒体各2部及び電子媒体(CD-R等)により1部提出するものとする。

(2) 委託業務で使用した文献の記録及び調査の際に写した写真、野帳等を整理し、提出すること。

## 8 責任者の配置

業務の履行に際しては責任者を設置することとし、責任者は現に環境省に「鳥獣保護管理プランナー」若しくは「鳥獣保護管理調査コーディネーター」として登録されている者であり、入札参加申請時点で受託者に所属している者であること。

## 9 その他

(1) 受託者は、契約書及び各種法令等に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 業務に従事する者は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務運営に関し知り得た個人情報及び秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用してはならない。

また、業務委託期間が満了し、若しくは取り消され、又は職務を退いた後においても同様とする。

(3) 受託者は、原則として受託した業務を第三者へ委託することはできないこと。

(4) 受託者は、調査に当たり、法令等に基づく許可申請等が必要な場合は、当該法令等を所管する自治体へ遅滞なく所要の手続きを行うこと。

(5) 岩手県は、受託者に対して必要に応じて調査状況等について報告を求めることが出来るものとする。

(6) この仕様書に記載のない事項については、岩手県と受託者で協議のうえ、取扱い等を決定するものとする。

# 令和7年度岩手県ニホンザル生息状況調査業務委託調査報告書 - 概要版 -

本調査は、五葉山周辺2市1町（大船渡市、釜石市及び住田町）並びに、宮古市、陸前高田市、大槌町及び山田町において、生息するニホンザルについて生息の有無、個体群数及び個体数を把握することを目的とする。五葉山山系を含む県内の未標識群の分布を明らかにし、標識群の個体数、加害状況を把握・再評価した。

## 五葉山山系の生息状況調査

### ①GPS首輪を用いた行動追跡調査（標識群）

高森群の個体を捕獲し、GPS首輪を装着した。GPS首輪既装着の六郎群、仙人群、中沢群と併せて標識群4群の位置情報を取得し、行動圏等を明らかにした（図1）。



図1

### ③群れの個体数調査と群れ評価（標識群）

標識群の個体数や群れ構成、加害レベルを判定した。中沢群と高森群は過去の推定個体数を上回った。国のガイドラインより加害レベル判定をすると、六郎群、仙人群、中沢群は加害レベルが4と高かった。

群れ名	出没頻度	出没規模	人への反応	被害状況	生活被害	合計	加害レベル	個体数
「六郎群」	4	4	3	2	2	15	4	34
「仙人群」	4	4	3	2	2	15	4	40
「中沢群」	3	4	2	3	2	14	4	78
「高森群」	2	2	2	1	1	8	3	56



### ②地域個体群数調査（標識群＋未標識群）

五葉山周辺において、未標識群の存在を調査した。ヒアリング調査、五葉山登山者を対象としたアンケート調査、ボイストラップ調査に加え、当センターの独自調査を行った。結果、五葉山山域では標識された4群の他に少なくとも4群が生息していることが明らかになった（図2）。



図2

## 五葉山山系以外の生息状況調査

五葉山山系以外では、大槌町において群れの存在が示唆され、宮古市では群れが撮影された。大槌町の群れについては以前から情報が寄せられているが、頭数が少ないこともあり、現時点で確認には至っていない。宮古市の群れについては、本業務が初の報告事例となる（図3）。

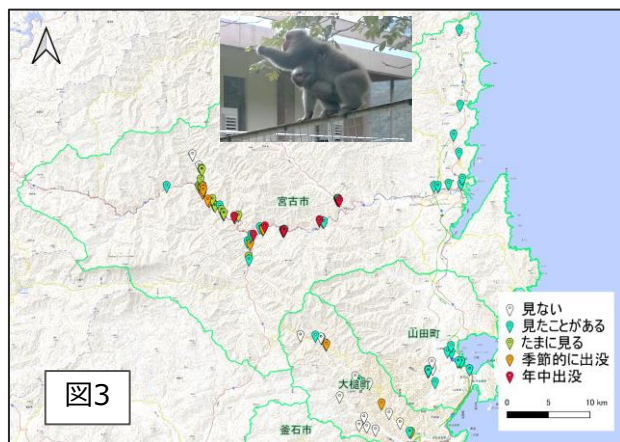


図3

本調査において、五葉山山系個体群の標識群の個体数をフルカウントした結果、4群208頭となり、前回調査時点（2022）の4群115頭+αから増加している。さらに、新たな群れが複数確認されたことで個体数はこれよりも増加することが確実である。

この総数を基礎として今後の計画策定を進めることになるが、ニホンザルの保護管理の目的は、地域個体群の長期的安定を図りつつ、農作物被害および生活環境被害を持続的に軽減することである。そのためには、被害防除対策、生息環境管理、個体数管理を地域特性に応じて組み合わせ、総合的に対策を講じることが重要である。